

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年 6 月30日

【会社名】 福島工業株式会社

【英訳名】 FUKUSHIMA INDUSTRIES CORP .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福 島 裕

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市西淀川区御幣島 3 丁目16番11号

【電話番号】 (06)6477 - 2023

【事務連絡者氏名】 管理本部長 日 野 達 雄

【最寄りの連絡場所】 大阪府大阪市西淀川区御幣島 3 丁目16番11号

【電話番号】 (06)6477 - 2023

【事務連絡者氏名】 管理本部長 日 野 達 雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日開催の当社第64期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金25円(記念配当2円含む) 総額534,678,975円

ロ 効力発生日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 今後の業容拡大に備え、権限を明確化するため役付取締役の役職を追加するものです。

(2) 社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第30条(取締役との責任限定契約)の規定を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 会社法第427条第1項の改正により、責任限定契約の対象が変更されたことに伴い、一部条項の修正を行うものであります。

(4) 上記の変更に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

福島裕氏、福島亮氏、福島豪氏、片山充氏、長尾健二氏、水谷浩三氏及び藤川隆夫氏を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 剰余金処分の件	169,507	3,332	0	(注)1	可決	(93.7) (注)2
第2号議案 定款一部変更の件	172,742	97	0	(注)1	可決	(95.5) (注)2
第3号議案 取締役7名選任の件						(注)2
福島 裕	169,033	3,806	0	(注)1	可決	(93.5)
福島 亮	170,455	2,384	0		可決	(94.3)
福島 豪	170,431	2,408	0		可決	(94.3)
片山 充	170,454	2,385	0		可決	(94.3)
長尾健二	170,455	2,384	0		可決	(94.3)
水谷浩三	170,455	2,384	0		可決	(94.3)
藤川隆夫	168,412	4,427	0		可決	(93.1)

(注)1. 各決議事項が可決されるための要件は、次のとおりであります。

第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は、次のとおりであります。

本総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分)に対する事前行使分及び当日出席した株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。